

広告入り番号案内表示機設置等業務委託仕様書

I 基本事項

1. 目的

本広告入り番号案内表示機設置等業務は、市民が窓口で各種手続及び相談をする際の整理番号を表示し、音声案内をする装置（以下「番号案内表示機」という。）等を設置し、適切な維持管理等を行うことにより、市民サービスの向上と経費節減を図ることを目的とする。

2. 設置場所と費用負担

- (1) 番号案内表示機の設置場所は、箕面市役所本館1階の南側及び北側並びに別館1階ロビーとする。
- (2) 番号案内表示機の設置、交換及び撤去は、本市の指示を受けて受注者が行うものとし、それに伴う費用は、全て受注者が負担するものとする。この場合において、番号案内表示機を撤去するときは、原状回復しなければならない。
- (3) 番号案内表示機の稼働、管理、運営に伴う費用のうち、本市庁舎内で使用する電力については本市が無償で提供する。それに伴う受付番号札等の消耗品や通信費、修理費等については、受注者が負担するものとする。

3. 設置の時期及び期間等

番号案内表示機の設置の時期及び期間等は、次のとおりとする。

- (1) 設置の時期は、可能な限り速やかに行うものとし、本市と受注者の協議のうえ決定する。なお、番号案内表示機設置等事業者（以下「現行事業者」という。）と本市の契約期間は、令和7年4月30日までとなっているため、同日以前に機器の導入を行う場合は現行事業者の承諾を得ること。
- (2) 準備・導入の期間は、契約締結日から令和7年4月30日までとし、必要機器・システムの準備・導入を行い、試行稼働を行うとともに、広告の募集を行う。
- (3) 設置の期間は、令和7年5月1日から令和12年4月30日までとし、機器及びシステム等の稼働、管理、運営を行うと共に、広告及び本市の発信する情報（以下「広告等」という。）の表示を行う。
- (4) 番号案内及び広告等の表示日時は、箕面市役所開庁日（日曜日、祝日、12月29日から1月3日及び別館1階においては土曜日を除く日）の午前8時45分から午後5時15分までとする。ただし、開庁日の変更や業務繁忙等に伴い、表示日時を変更する場合がある。

4. 番号案内表示機の基本構成

番号案内表示機の基本構成は、番号案内に必要な画面、管理用システム、表示制御装置その他番号案内表示機に必要な装置一式で、本市の承諾を得たものとし、必要な表示機能に関する使用方法の説明書（以下、「説明書」という。）の添付を受注者に義務付けるものとする。

5. 表示の割合

本市が発信する情報と民間広告とを表示するモニターの画面の割合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 設置場所において、各1台のモニターの画面に限り、主に民間広告を表示することができるものとする。
- (2) 主に民間広告を表示する画面について、必要に応じて本市の情報を表示できるよう時間割を設定するものとし、この場合における本市の情報を表示する画面の割合は、基本的に最大3分の1程度とする。

6. 表示の内容

- (1) 本市が行う番号案内及び情報の表示等については、次のとおりとする。
 - ① 本市が発信する情報の内容については、本市が設定できるものとする。
 - ② 番号案内をするときは、該当番号を一時的に拡大する等見やすい表示にするとともに、音声出力をすること。
- (2) 受注者が行う民間広告の表示等については、次のとおりとする。
 - ① 広告主及びその広告の内容については、箕面市広告事業実施要綱及び箕面市広告事業掲載ガイドラインを遵守すること。
 - ② 広告主並びに広告の内容、仕様等については、事前に本市と協議し了解を得ること。これらを変更する場合も同様とする。
 - ③ 本市が発信する情報と民間広告については、音声出力をしないこと。

7. 箕面市広告審査委員会

本市が広告主並びに広告の内容、仕様等について、受注者に了解を与えるときは、箕面市広告事業実施要綱第6条第1項に規定する箕面市広告審査委員会の承認を得た上で行う。

8. 広告内容に関する責任

受注者は、広告の内容に関する苦情等について一切の責任を負い、速やかに苦情等の解決にあたるものとする。

9. 広告の中止措置

- (1) 受注者は、広告主の営業停止又は事件・事故等の問題が生じた場合は、速やかに本市に通知するとともに、当該広告主の掲載された表示を直ちに中止するものとする。
- (2) 受注者は、本市から広告の中止要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

10. 番号案内表示機の仕様変更

受注者が番号案内表示機の仕様を変更する場合は、変更の3か月前までに変更事項を本市に通知し、本市の指示に従うものとする。

11. 故障時の対応

受注者は、番号案内表示機が故障したときは、速やかに復旧員を派遣し対応するものとし、対応結果を本市に報告するものとする。

12. 協議

この仕様書に定めのない事項については、本市と受注者において、別途協議する。

II 特記事項

1. 本館1階南側

(1) 設置場所 箕面市役所 本館1階南側受付付近他(別図1参照)

(2) 機器の仕様等

①番号案内表示システム(証明発行窓口用)

- ・操作端末 a から入力された交付番号をモニターA、E、I の画面へ表示する。
- ・受付番号札発行機(ア)において発行された南側担当窓口(証明発行、住所変更、印鑑登録、在留、住居表示、マイナンバーカード関連、戸籍届、パスポート。以下同じ)ごとの発行番号を蓄積し、操作端末 a からの呼出に応じ、南側担当窓口ごとに蓄積された番号から一番若い番号をモニターA、E、I の画面へ表示する。ただし、必要に応じ番号をスキップすることを可能とする。

②モニター 6台

- ・モニターA 南側番号案内表示用(モニターE、I と同内容とする。) 42 インチ以上 1台
- ・モニターB 南側交付番号案内表示用(モニターF と同内容とする。) 42 インチ以上 1台
- ・モニターC 広告表示用 42 インチ以上 1台
- ・モニターD 北側番号案内表示用(モニターG と同内容とする。) 42 インチ以上 1台
- ・モニターE 南側番号案内表示用(モニターA、I と同内容とする。) 42 インチ以上 1台
- ・モニターF 南側交付番号案内表示用(モニターB と同内容とする。) 42 インチ以上 1台

③受付番号札発行機(ア) 2台

- ・受付番号札発行機は、南側カウンターに2カ所設置し、本市職員(委託職員等を含む。以下同じ)が操作する。

- 受付番号札発行の際に、概ねの待ち時間、待ち人数を表示する。
- 受付番号札発行の際に、南側担当窓口の担当の選択を可能とし、南側担当窓口ごとの発行番号を番号案内表示システム（証明発行、住所変更、印鑑登録、在留、住居表示、マイナンバーカード関連、戸籍届、パスポート）に送る。また、番号は分野ごとに千百の位の数字を変え、区別をつける。

④電子表示パネル a 12台

- 各窓口ブースに電子表示パネルを設置し、モニターA、E、Iによる番号案内と連動して、番号を表示する。

⑤操作端末 a 20台

- 各窓口ブースに操作端末 a を設置し、交付番号を本市職員（委託職員等を含む。以下同じ）により入力することができるようにする。

⑥音声出力機能 2式

- モニターA、E、Iへの番号表示と同時に、音声アナウンスにより同番号を呼び出す。

⑦ホームページ表示機能

- モニターA、E、Iと同内容の情報を表示するホームページを作成し、パソコン及びスマートフォンにより、インターネット上での閲覧を可能とする。

⑧統計資料の作成

- 必要に応じて、来庁者数等の統計資料の作成を可能とする。

⑨その他

- 基本事項の目的を達成するために、その他必要な機器、機能等を設ける。

2. 本館1階北側

(1) 設置場所 箕面市役所 本館1階北側カウンター付近他（別図1参照）

(2) 機器の仕様等

①番号案内表示システム（医療保険・年金・介護窓口用）

- 受付番号札発行機（イ）において発行された北側担当窓口（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、福祉医療、年金。以下同じ）ごとの発行番号を蓄積し、操作端末 b からの呼出に応じ、北側担当窓口ごとに蓄積された番号

から一番若い番号をモニターD、Gの画面へ表示する。ただし、必要に応じ番号をスキップすることを可能とする。

- モニターD、Gの画面は、所管する北側担当窓口ごとに区分して、番号を表示する。

②モニター 3台

- モニターG 北側番号案内表示用（モニターDと同内容とする。） 42 インチ以上 1台
- モニターH 広告表示用 42 インチ以上 1台
- モニターI 南側番号案内表示用（モニターA、Eと同内容とする） 42 インチ以上 1台

③受付番号札発行機（イ） 1台

- 受付番号札発行機は、北側カウンターに設置し、本市職員が操作する。
- 受付番号札発行の際に、概ねの待ち時間、待ち人数を表示する。
- 受付番号札発行の際に、北側担当窓口の担当の選択を可能とし、北側担当窓口ごとの発行番号を番号案内表示システム（医療保険・年金・介護窓口用）に送る。また、番号は分野ごとに百の位の数字を変え、区別をつける。

④電子表示パネルb 7台

- 各窓口ブースに電子表示パネルを設置し、モニターD、Gによる番号案内と連動して、番号を表示する。

⑤操作端末b 13台

- 各窓口ブースに操作端末bを設置し、本市担当職員が手元の操作で次の受付番号を呼び出すことができるようにする。
- 操作端末bにより、窓口ブースごとに北側担当窓口の担当の選択を可能とする。

⑥音声出力機能 1式

- モニターD、Gへの番号の表示と同時に、音声アナウンスにより同番号を呼び出す。

⑦ホームページ表示機能

- モニターD、Gと同内容の情報を表示するホームページを作成し、パソコン及びスマートフォンにより、インターネット上での閲覧を可能とする。

⑧統計資料の作成

- 必要に応じて、来庁者数等の統計資料の作成を可能とする。

⑨その他

- ・基本事項の目的を達成するために、その他必要な機器、機能等を設ける。

3. 別館1階ロビー

(1) 設置場所 箕面市役所 別館1階ロビーカウンター付近(別図2参照)

(2) 機器の仕様等

①番号案内表示システム(市税総合窓口用)

- ・受付番号札発行機(ウ)において番号を発行する。

②モニター 1台

- ・モニターJ 広告表示用 42インチ以上 1台

③受付番号札発行機(ウ) 1台

- ・受付番号札発行機は、別館1階ロビーカウンターに設置し、本市職員が操作する。

④電子表示パネルc 1台

- ・窓口ブースに電子表示パネルを設置し、操作端末cからの呼出に応じ、番号を表示する。

⑤操作端末c 1台

- ・操作端末cを設置し、本市担当職員が手元の操作で番号を呼び出すことができるようにする。

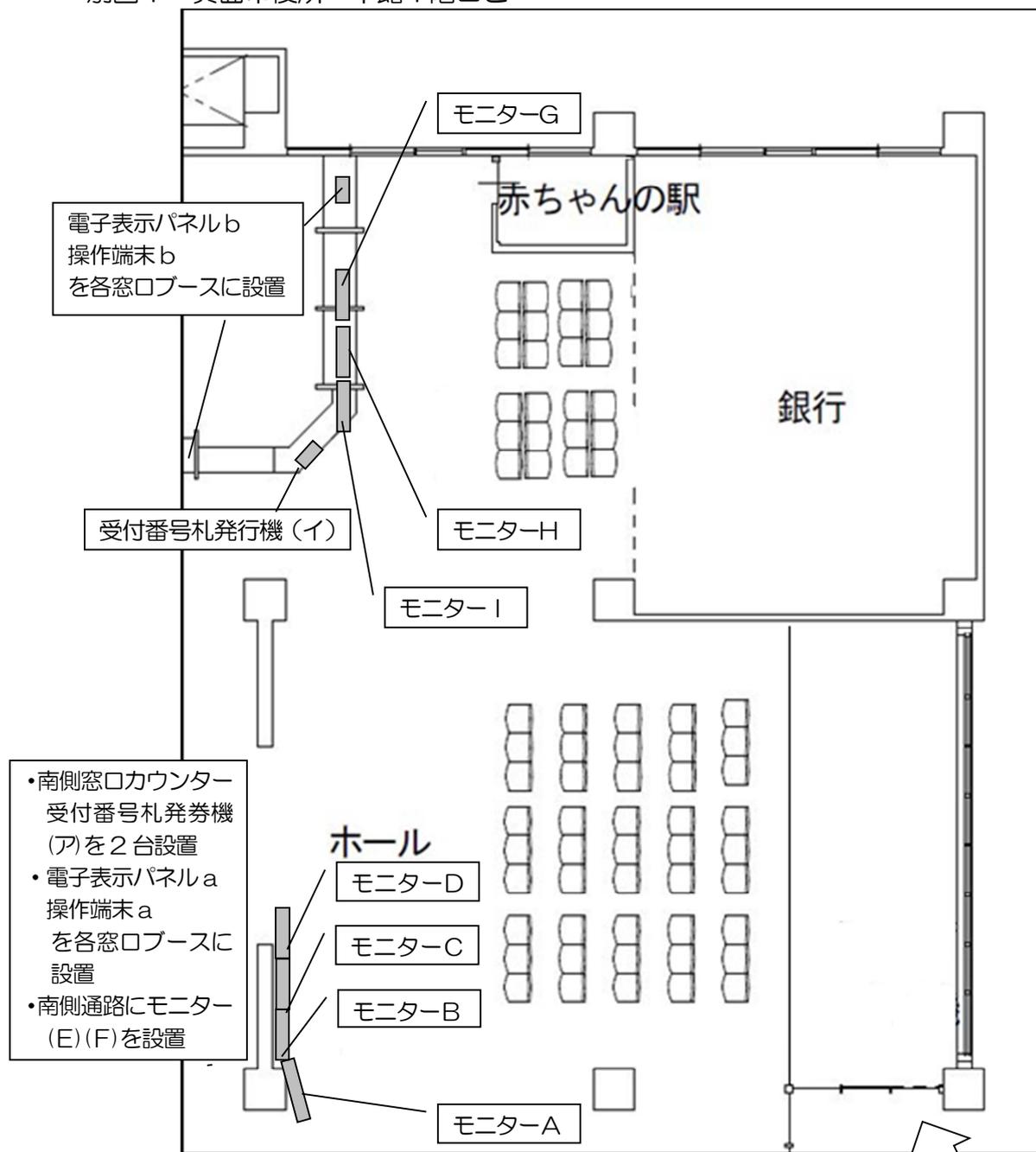
⑥統計資料の作成

- ・必要に応じて、時間ごとの発行者数等の統計資料の作成を可能とする。

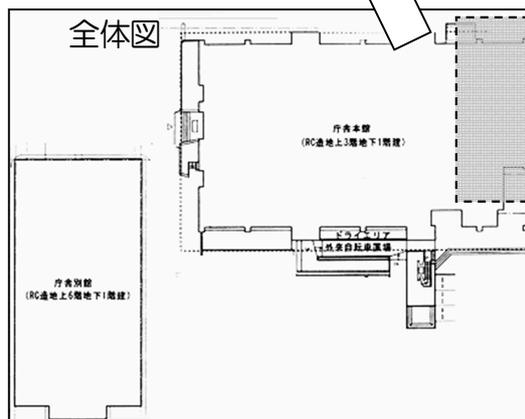
⑦その他

- ・基本事項の目的を達成するために、その他必要な機器、機能等を設ける。

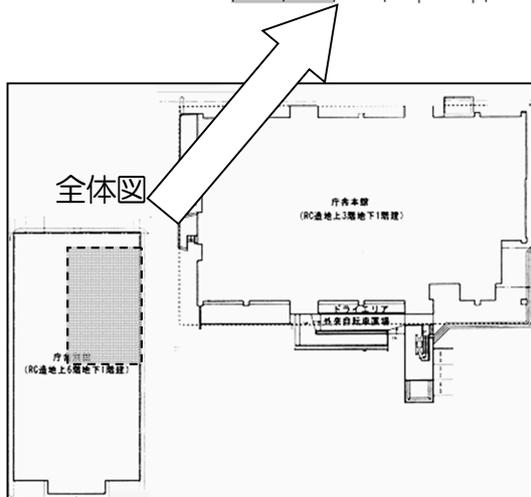
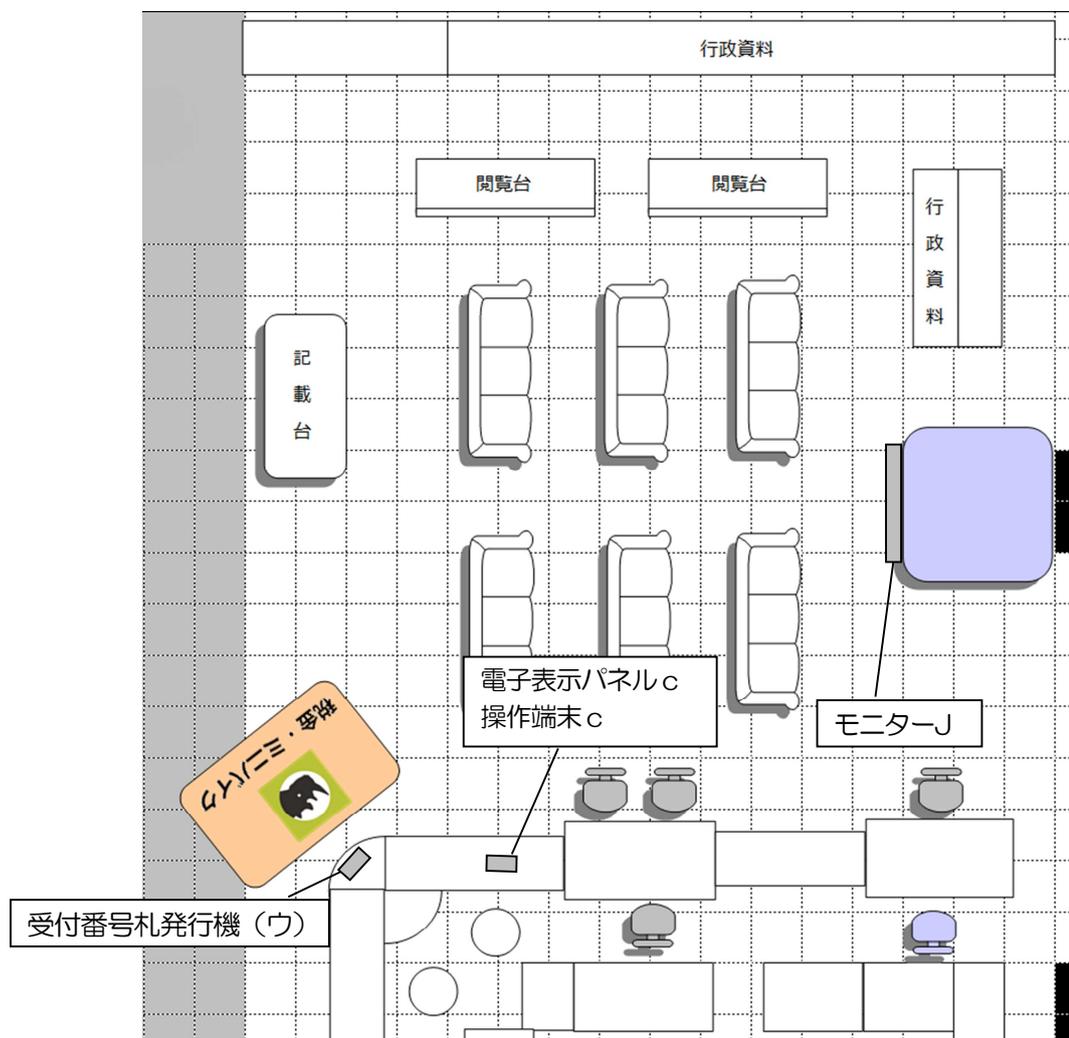
別図1 箕面市役所 本館1階ロビー



※詳細な設置位置、音声出力機能の
設置位置については、本市と協議
の上、決定する。



別図2 箕面市役所 別館1階ロビー



※詳細な設置位置、その他の音声出力機能の設置位置については、本市と協議の上、決定する。